

平成 18 年 9 月 22 日告示第 249 号

○南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年 9 月22日告示第249号

改正

平成25年 3 月27日告示第16号

平成27年12月25日告示第175号

南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 18 年法律第 123 号）第 77 条第 3 項の規定に基づき、在宅の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し浴槽等の日常生活用具を給付し、又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、障がい者等の日常生活の便宜を図り、もって在宅福祉の増進に資することを目的とする。

(用具及び対象者)

第 2 条 対象とする日常生活用具は、給付にあつては別表第 1 に掲げる用具及び貸与にあつては別表第 2 に掲げる用具（以下「用具」という。）とし、給付の対象者は、別表第 1 及び別表第 2 の「対象者」欄に掲げる者とする。

2 用具の貸与の対象者は、前項に掲げる障がい者等であつて、市町村民税非課税世帯に属するものとする。

(給付等の申請)

第 3 条 用具の給付等を希望する者は、障がい者等日常生活用具給付等申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)により、南相馬市福祉事務所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。

2 所長は、給付の判断等が困難な場合には、福島県障がい者総合福祉センターに助言を求めることができるものとする。

(給付等の決定)

第 4 条 所長は、前条第 1 項の規定による申請があつた場合には、調査書による審査を行い、給付等の可否について決定し、障がい者等日常生活用具給付決定通知書（様式第 2 号）又は障がい者等日常生活用具貸与決定通知書（様式第 3 号）若しくは障がい者等日常生活用具給付等却下通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、障がい者等日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を発行するものとする。

（再給付等の申請及び決定）

第5条 再給付等の申請及び決定については、前2条の例により行うものとする。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付するものとする。

（費用の助成等）

第6条 市長は、前2条の規定による給付等の決定をしたときは、給付に要する費用の100分の90に相当する額を助成するものとする。ただし、用具の給付を受ける者が生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する場合は、100分の100に相当する額とする。

2 用具の給付を受ける者（以下「利用者」とする。）は、利用者負担額を直接業者に支払うものとする。この場合において、利用者が負担すべき額は、給付に要する費用から前項に掲げる市長が助成する額を除いた額とする。

（費用の請求）

第7条 用具を給付した業者は、給付券に記載された公費負担額について、速やかに市長に請求するものとする。

（貸与契約の締結等）

第8条 第4条第1項の規定による用具の貸与の決定を受けた者は、障がい者等日常生活用具貸与契約書（様式第6号）による契約を所長と締結するものとする。

2 貸与する用具は、無償とする。ただし、その使用に係る通話料は、利用者が負担しなければならない。

（用具の返還）

第9条 用具の貸与を受けた者又はその家族は、当該用具の使用を必要としなくなったときは、速やかに所長に返還しなければならない。

（給付等決定の取消）

第10条 所長は、用具の給付等を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付等の決定を取り消すことができる。この場合において、所長は、当該用具の給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（1）申請書その他申請の内容に偽り又は虚偽の記載があったことが判明したとき。

(2) 用具の給付等の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(給付台帳の整備)

第11条 所長は、用具の給付等の状況を明らかにするため、障がい者等日常生活用具給付等台帳を備え、常に整理しておかなければならない。

(点字図書の給付)

第12条 点字図書の給付については、この告示の規定にかかわらず、南相馬市点字図書給付事業実施要綱（平成18年南相馬市告示第44号）に定めるところによるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、障がい者等日常生活用具の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに南相馬市重度身体障がい者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年南相馬市告示第42号）及び南相馬市重度障がい児及び知的障がい者日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年南相馬市告示第43号）の規定よりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の規定に基づいてなされたものとみなす。

(南相馬市重度身体障がい者日常生活用具給付等事業実施要綱等の廃止)

3 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 南相馬市重度身体障がい者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年南相馬市告示第42号）

(2) 南相馬市重度障がい児及び知的障がい者日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年南相馬市告示第43号）

附 則（平成25年3月27日告示第16号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日告示第175号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際に現に提出されている改正前の南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱の様式によるものとみなす。

別表第 1 (第 2 条関係)

	種目	性能	対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者
	特殊マット	床ずれの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者 知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者及び下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの(障がい児にあつては、原則として3歳以上の者)
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者又は介護者が容易に使用できるもの	下肢又は体幹機能障がい1級で、常時介護を要する者(障がい児にあつては、原則として学齢児以上の者)
	入浴担架	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上で、入浴に介護を要する者(障がい児にあつては、原則として3歳以上

			の者)
	移動用リフト	介護者が重度身体障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(障がい児にあっては、原則として3歳以上の者)
	訓練椅子(障がい児のみ)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	下肢又は体幹機能障がい2級以上で、原則として3歳以上の者
	訓練用ベッド(障がい児のみ)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上で、原則として学齢児以上の者
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(障がい児にあっては、原則として3歳以上の者)
	便器	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの

	T字状・棒状のつえ	歩行を安定的にするもの	下肢機能障がい4級以上で、安全に使用できる者
	移動・移乗支援用具	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具</p>	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(障がい児にあっては、原則として3歳以上の者)</p>
	特殊便器	足踏みペダルで温水風を出すもので障がい者等が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	<p>上肢障がい2級以上の者及び障がい児・者若しくは知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度のもの</p>
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	障がい等級2級以上の者及び知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該障がい者等の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	<p>て、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該障がい者等の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)</p>

	電磁調理器	視覚障がい者及び知的障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の者及び知的障がい者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であるもの
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の者 (障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)
	聴覚障がい者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障がい2級以上の者 (聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる者)
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障がい3級以上で、自己連続携行式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を行う者 腎臓機能障がい3級以上で、原則として3歳以上のもの
	ネブライザー(吸入器)	障がい児・者が容易に使用できるもの	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の障がい
	電気式たん吸引器	障がい児・者が容易に使用できるもの	児・者であって、必要と認められるもの(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)
	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい児・者が容易に	視覚障がい2級以上の者

		使用できるもの	で、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯であるもの(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)
	盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の者で、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯であるもの
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用できるもの	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由の障がい児・者で、発声・発語に著しい障がいを有するもの(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)
	情報・通信支援用具※	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで、障がい児・者が容易に使用できるもの	上肢機能障がい児・者又は視覚障がい児・者
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障がい及び聴覚障がいの重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)であって必要と認められるもの
	点字器	障がい児・者が容易に使用できるもの	点字をコミュニケーション手段とする視覚障がい

		児・者
点字タイプライター	障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の障がい児・者で原則として本人が就労又は就学しているか就労が見込まれるもの
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の障がい児・者（障がい児にあつては、原則として学齢児以上の者）
視覚障がい者用活字文書読上装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力するもので、視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の障がい児・者（障がい児にあつては、原則として学齢児以上の者）
視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	視覚障がい児・者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（障がい児にあつては、原則として学齢児以上の者）
盲人用時計	視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の障がい児・者。ただし、音声

			時計は、手指の触覚に障がいがあるなどのため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。
	聴覚障がい者用通信装置	一般の電話機に接続できるもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい児・者が容易に使用できるもの	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)
	聴覚障がい者用受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児・者用番組並びに字幕及び映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用できるもの	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの
	人工喉頭	障がい児・者が容易に使用できるもの	喉頭摘出者で発生機能を廃したもの
	点字図書	点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字に依っている視覚障がい児・者
排せつ管理支援用具	ストーマ装具(蓄便袋)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の又は下部開放型の収納袋(ラテックス	直腸機能障がいの身体手帳所持者でストーマを造設しているもの

		製又はプラスチックフィルム製)	
	ストーマ装具（蓄尿袋）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの(ラテックス製又はプラスチックフィルム製)	ぼうこう機能障がいのある身体障害者手帳所持者でストーマを造設しているもの
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、さらし・ガーゼ等衛生用品）	障がい児・者の健康管理上、日常的に必要な用具等	高度の排便機能障がい児・者、脳原性運動機能障がい、かつ、意思表示困難児・者又は高度の排尿機能障がい児・者
	収尿器		
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	障がい児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものの	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であつて、障がい等級3級以上のもの。(障がい児にあつては、学齢児以上の者)ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障がい2級以上の者

※情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

別表第2（第2条関係）

	種目	性能	対象者
情報・意	福祉電話（貸与）	障がい者が容易に使用で	難聴者又は外出困難な身

思疎通 支援用 具		きるもの	体障がい者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの又はファックスを貸与されているもの（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である者）
	ファックス（貸与）	障がい者が容易に使用できるもの	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である者）
	視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を移動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	視覚障がい児・者（障がい児にあつては、学齢児以上の者）